

出雲市監査委員告示 第 15 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づく定期監査（教育部）を実施しましたので、同条第9項の規定により、その結果報告書を別紙のとおり公表します。

平成27年（2015）11月30日

出雲市監査委員 周 藤 滋

出雲市監査委員 吾 郷 紘 一

出雲市監査委員 多々納 剛 人

監 査 第 9 6 号  
平成 2 7 年 (2015) 1 1 月 3 0 日

出 雲 市 議 会 議 長 様  
出 雲 市 長 様  
出 雲 市 教 育 委 員 会 委 員 長 様

出 雲 市 監 査 委 員 周 藤 滋  
出 雲 市 監 査 委 員 吾 郷 紘 一  
出 雲 市 監 査 委 員 多々納 剛 人

### 定期監査の結果について（報告）

地方自治法第 1 9 9 条第 4 項の規定に基づく定期監査 (教育部) を実施しましたので、  
同条第 9 項の規定によりその結果を報告します。

# 定期監査結果報告書

## 第1 監査の対象

教育部

教育政策課(学校再編推進室含む)、学校教育課、児童生徒支援課、教育施設課、学校給食課、出雲科学館 以上6課

## 第2 監査の範囲

平成26年度(2014)予算の執行状況及び事業の実施状況に基づき、財務に関する事務の執行について重点的に監査を行った。

## 第3 監査の実施期間

平成27年(2015)9月1日から平成27年(2015)10月22日まで

## 第4 監査の方法

今回の監査は、監査対象の各課等から、予め監査資料等の提出を求め、財務に関する事務の執行の観点からこれらを重点的に監査するとともに、関係職員に対する事情聴取等の方法により実施した。

## 第5 監査の結果(総括)

提出された監査関係資料、予算執行起案書及び契約書その他関係書類について監査したところ、経理事務を中心とした事務処理についてはおおむね良好であったが、一部において改善・検討を要する処理が見受けられた。

具体的な各課の改善・検討を要する事項については、次のとおりである。

### 【教育政策課】

#### 1 正当債権者以外への公金の支出について

##### (1) 就学援助費(学校給食費)

生活保護法第6条第2項に規定する要保護者及び準要保護者(要保護者に準ずる程度に困窮している者)に対する就学援助費の請求等については、出雲市就学援助要綱第10条において「援助の支給を受ける者は、その請求、受領、返納、管理及び配布に関する一切の権限を学校長に委任するものとする。」と規定されており、学校給食費等の請求、受領等を学校長に委任する旨を記載した就学援助費申請書が提出されている。

従って、本来は、学校給食費は教育長が学校長に支出すべきであるが、準要保護者、学校の負担軽減を理由に、委任を受けていない出雲市学校給食会に直接支出されてい

た。これは、学校長、学校給食センターがともに同一市の内部組織であることを理由に、「準要保護者からの委任がなくても学校給食センターに支払うことは可能」という判断により行われているものである。

しかしながら、実際に給食費を支出しているのは市の内部組織ではない出雲市学校給食会であり、現在の「債権者からの正規に受領の委任を受けていない」出雲市学校給食会への支出は地方自治法第232条の5第1項に規定する「債権者のための支出(支出の効果が債権者に及ぶこと)」には該当しないと考える。

本来は、出雲市就学援助要綱に基づき、学校給食費は学校長に支出することが望ましいが、合理的な理由により今後も出雲市学校給食会に支出するのであれば、要綱を改正のうえ準要保護者は、その委任先を学校長から出雲市学校給食会に変更することとされたい。

## (2) 学校医等報酬

出雲市立幼稚園、小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の配置及び報酬の支給に関する規則に規定された学校医等に対する報酬を、委嘱した医師ではなく当該医師が所属する医療法人に支出した事案が見受けられた。この支出も地方自治法第232条の5第1項に規定する「債権者のための支出(支出の効果が債権者に及ぶこと)」には該当しないと考えるので、この報酬については、委嘱した医師個人に対して支出することとされたい。

## 2 規則、規定に沿わない事務について

### (1) スクールバス料金徴収

本市は、佐田町地内の小学校及び中学校の児童生徒の通学並びに地区住民の福祉確保のため、有償のスクールバス運行事業を行っている。運行业務は民間事業者と委託契約が締結されており、「出雲市佐田町スクールバス運行业務契約書」第1条(委託業務)には「運賃の徴収に関すること。」が定められている。

ところが、この業務については、「スクールバスの各車に料金箱があり、その開閉や料金回収は佐田支所職員が行っているため、出雲市会計規則第14条及び第15条に定める「私人に対する徴収又は収納の事務の委託」や「事務委託の公表」に該当しない。」とのことであった。また、両替用現金についての経緯や金額についても把握していない状態であった。

「運賃の徴収に関すること。」が契約した業務内容に含まれている以上は、出雲市会計規則に基づく収入金の徴収を受託者に行わせると共に、今後は収納事務も併せて委託することとされたい。

### (2) 学校長による支出負担行為

出雲市長の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規程第8条第2項により、教育費予算のうち需用費その他の配分された予算の支出負担行為については市立の小中学校の校長が補助執行している。

従前は、支出負担行為書の作成、決裁までを学校長が行っていたが、現在は、学校事務支援の観点から、請求書に決裁判を押印し、そこに校長、教頭が押印したうえで、これを教育政策課へ送付し、支出負担行為書の作成、決裁は教育政策課が行っている。

支出負担行為は歳入の調定に相当するものとされ、調定行為が「発生した権利内容を具体的に調査し、会計年度、歳入科目、納入金額、納入業者等を決定する行為」であることから、支出負担行為は「発生した債務内容を具体的に調査し、会計年度、歳出科目、支出金額、債権者等を決定する行為」と置き換えてみると、現状は、支出負担行為が学校で完結しているとは言い難く、一連の支出負担行為を学校長と教育政策課が分担して行っていると考えられるべきである。

学校長の支出負担行為は、単に組織内部の事務処理に関する制度で対外的な効力はなく、事務負担軽減の観点から、一連の支出負担行為を分担して行うことは差し支えないが、強いて「支出負担行為の決裁は、規程通り学校が行っている。」とするのではなく、補助執行の範囲を変更した場合は、その旨を出雲市長の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規程に明記すべきである。

### 3 適正な私債権管理に向けた取組みと計画的な基金積立

#### 出雲市奨学事業

出雲市奨学金事業は、勉学する意欲がありながら経済的な理由により就学することが困難な本市出身者へ奨学金を貸与する事業である。近年、奨学金貸付金に係る返還率は悪化しており、平成 26 年度末の収入未済額は約 470 万円まで増加している。

「今後は連帯保証人への請求、法的処置の適用について判断基準を明確にし、滞納解消に向けて適切な対応を行っていくとともに返還者の納めやすい環境づくりに努める。」とのことであるが、こうした私債権の管理については、「平成 26 年度(2014)出雲市一般会計・特別会計歳入歳出等決算審査意見書」で触れたとおり、全庁的に取り組むべき課題とし対処されたい。

また、奨学事業の安定化を図ることを目的に平成 17 年度から平成 26 年度までを計画期間とし、毎年度 600 万円が出雲市奨学事業基金に積立てられてきた。期間が終了した平成 27 年度においても更に 500 万円の積立が予定されているが、本市の極めて厳しい財政状況も考慮しながら、今後の奨学金貸付金額や回収額をシミュレーションしたうえで適正額を積み立てることとされたい。

### 4 適正な積算根拠に基づく契約

#### スクールバス運行业務

佐田町地内のスクールバス運行业務は、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 2 項による随意契約により契約を行っており、その「運行业務設計書」における人件費単価は 10 年以上据え置かれている。

合併前の佐田町が民間事業者からの録取を参考に作成した単価とのことであるが、

設計書については、出雲市会計・契約事務の手引に「業者から参考見積書を徴し、項目（明細）ごとの金額について、比較検討のうえ設計単価を決定すること。」と定められており、今後当該業務の契約にあたっては、契約方法の検討も含め、毎年度、適正な積算根拠に基づく設計書を作成することとされたい。

#### 【学校教育課】

今回の監査の範囲において、特に改善・検討を求める事項は認められなかった。

#### 【児童生徒支援課】

今回の監査の範囲において、特に改善・検討を求める事項は認められなかった。

#### 【教育施設課】

今回の監査の範囲において、特に改善・検討を求める事項は認められなかった。

#### 【学校給食課】

厳密な運用が求められる随意契約について

学校給食輸送業務

佐田及び多伎の学校給食センターでは、いずれも、調理した学校給食を管内の学校や幼稚園へ配送及び回収する業務を「その性質又は目的が競争入札に適しない」として随意契約（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当）により契約している。

随意契約は、競争の方法が省かれることによって、信用があり、経験に富む相手を選択することができるが、その一方で、適正な価格で契約ができるか、相手方が特定の者に限定されることがないかなど、公正な契約の締結に支障の生ずるおそれもあることから、競争の方法の例外として、一定の要件に該当した場合に限定した厳密な運用が求められる。

「学校給食の輸送は、徹底した衛生管理が必要な特異な業務であり、これまで経験豊富で危機管理にもすぐに対応できる地元の事業者と契約してきた。」とのことだが、同様の業務が、出雲及び平田の学校給食センターでは指名競争入札の方法で契約されていることから、「地域内又は近郊に事務所があることや、これまでの経験や今後も良好な業務遂行が期待できること。」のみを理由に随意契約を締結することは適当でない。

学校数の減少や学校給食センター再編成に伴う学校給食の受配校の見直しを行うなかで、効率的な給食輸送のあり方についても検討するとのことだが、今後の学校給食輸送業務は、競争の方法により契約することとされたい。

なお、施行令第167条の2第1項第2号該当の適否については、慎重な検証が必要であり全庁的に取り組むべき課題として検討されたい。

## 【出雲科学館】

厳密な運用が求められる随意契約について

出雲科学館理科学習児童生徒輸送業務

この業務は、市内小中学校（第一中学校を除く）の児童・生徒を各学校から科学館まで理科学習のため輸送する業務を民間バス運送事業者へ委託するものである。

契約方法は、初年度の平成 14 年度は提案書比較方式、平成 15・16 年度は指名競争入札、平成 17～21 年度は 1 業者との随意契約（その性質又は目的が競争入札に適しないもの 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号該当）、平成 22～26 年度は事前に複数の業者から提出された調査票を選定委員会で審査し総合的に勘案して業者を決定する随意契約（地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号該当 以下「総合評価方式」という。）により契約が行われている。

通常、人員運送においてその性質又は目的が競争入札に適しない業務とは、例えば「特殊な技術や手法等を持ち、その業者でなければ行うことができず、価格のみをもって決定することができない業務」等が考えられるが、当該業務は、過去に指名競争入札の方法により契約が締結されていたことから、その性質又は目的が競争入札に適しないものに該当するかは疑問である。

平成 26 年度は、総合評価方式により業者選定が行われており、契約にあたって複数の業者が応募（競争に参加）できる環境は確保されているものの、平成 22 年度以来、調査票の提出が 1 社のみであり、結果として特定の者と長期間にわたり随意契約を締結している状況は、決して好ましいものではない。

現在の総合評価方式では、バスの保有台数の少ない業者の応募が実質的に困難であるならば、真に公正な競争に資するよう条件の見直し等を検討されたい。